

平成24年8月28日
復興庁

認定復興推進計画の変更認定について

下記のとおり、岩手県から申請があった認定復興推進計画（岩手第2号）の変更（集積の形成及び活性化を目指す業種の一部追加）について、8月28日付けで認定します。概要は以下のとおりです。

記

●産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）

【対象区域】北上市の復興産業集積区域

【集積を目指す業種】合板製造業、集成材製造業、建築用木材組立材料製造業

【対象区域】釜石市、宮古市、久慈市の復興産業集積区域

【集積を目指す業種】港湾運送業

認定を受けた変更復興推進計画については、復興庁ウェブサイト（<http://www.reconstruction.go.jp/>）に掲載する予定です。

本件連絡先：

復興庁

復興特区班 前島、塚野、坂口

TEL：03-5545-7234

岩手復興局 高橋、五戸、高木

TEL：019-654-6607